

●新発田市の人権への取組を知っていますか

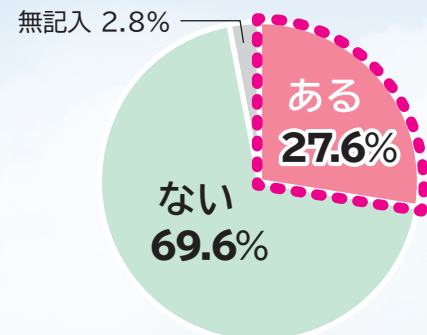
市では、平成9年に「人権擁護都市宣言」を行いました。また、平成25年に「新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例」を制定し、全ての市民の人権が等しく保障され、あらゆる差別のないまちづくりの実現を目指しています。

●市民の意識調査

出典：人権問題に関する
市民意識調査（平成29年度）

あなたはどこに
当てはまりますか？

これまでに自分の人権が
侵害されたと思ったことが
ありますか



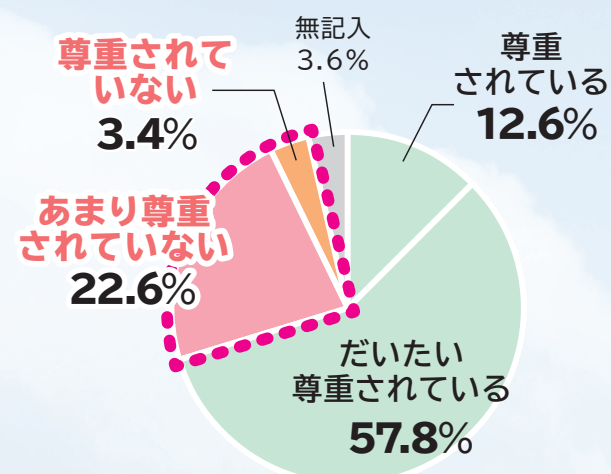
人権が侵害されたと思ったこと
(複数回答)

- 1位 うわさ、悪口、かげ口…… 59.6%
- 2位 仲間はずしや嫌がらせ … 37.3%
- 3位 職場での不当な待遇 …… 29.8%



最近では、コロナ差別やインターネット上での誹謗中傷などが問題になっています

今の日本は人権が
尊重されている社会だと
思いますか



回答者のうち
男性全体の19.5%、
女性全体の30.7%が
〇 枠の回答をしました

男性と女性で、
認識に差がある
ことが分かります

「人権が侵害された」「人権が尊重されていない」と感じている人が約4人に1人いることが分かります。「人権」の話は決して他人事ではありません！

人権擁護委員会の方に聞きました

当たり前にあるべきものだからこそ、ともに考えましょう

私たち人権擁護委員は、法務局で人権に関する相談を受け付けたり、学校や高齢者施設、街頭などで啓発活動を行ったりしています。以前は私も、人権のことを深く考えることはありませんでした。委員になって人権の大切さを知ること、夫だからこうあるべき」「女性だからこうあるべき」など枠にとらわれた考え方を改め、周囲の人をより尊重できるようになってきたと感じます。

最近では、インターネット上での誹謗中傷に関する相談が増えていますが、いじめや家庭内の問題など、内容は幅広くあります。「人権」と言うと難しく感じるかもしれませんが、相談内容からも分かるように、人権は身近なものであり、守られなくてはならないものです。決して他人事ではなく、自分自身のこととして捉えていきましょう。

もしも人権のことで悩んでいたら、窓口でも電話でも気軽に相談してください。話すことで「楽になりました」と言ってくれる方もおられます。秘密は絶対に守られますので、安心してご相談ください。



人権擁護委員
大川原さとみさん

相談窓口については、6ページをご覧ください

特集 想像してみよう 「人権」のこと

問合せ先=人権啓発課 (☎28-9630)

「人権」と聞くと、「難しい」と思ったり、「自分には関係ない」と思ったりする人もいるのではないのでしょうか。「人権」とは、「人間らしく幸福に生きていくための権利」で、決して難しいものではなく、全ての人に関係するものです。皆さんも、身近なテーマから「人権」について想像を膨らませてみてください。

身近なテーマで想像してみよう①

コロナ差別



「感染への不安⇒差別」をしてしまっていないですか？

新型コロナウイルスへの感染の恐怖は誰もが感じているもの。だからこそ、感染者やその家族、濃厚接触者、感染して回復した人などへの差別や偏見、いじめは絶対に許されません。最近では、次のような差別も問題になっています。正しい知識からではなく、むやみに不安になることで、誰かを無意識に傷つけていませんか？

想像してみよう

何か事情があるのかもしれない

●ワクチンを接種しない人への差別

ワクチンの成分に対するアレルギーを持っているのかもしれない

接種は義務ではなく、自分の意志で決めるものだから、受けないことを批判するのはおかしいよね

接種しないんだって！

マスクをつけるとパニックや発作を起こすとか、皮膚の病気があるとか何か理由があるのかもしれない

●マスクをしていない人への差別



マスクがつけられない人へ

マスクがつけられない意思表示をするカードをダウンロードできます。詳しくは、「わけがありますくプロジェクト」ホームページをご覧ください



●エッセンシャルワーカーへの差別

新型コロナウイルスへの感染を恐れて、医療関係者や接客業の人、その家族との関わりを避けるなどの差別が問題になっています。

エッセンシャルワーカーとは

私たちが日常生活を送るために欠かせない仕事を担っている人のことです

想像してみよう

もしエッセンシャルワーカーがいなかったら…



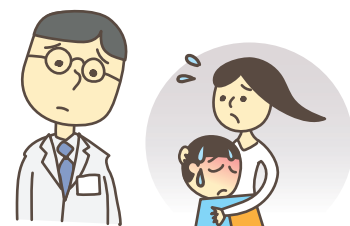
介護士がいなかったら

施設などで生活する人が、食事や入浴など必要なケアを受けられません



医療従事者がいなかったら

けがをしたり病気になったりしても必要な治療を受けられません



配達員やトラック運転手がいなかったら

生活に必要な物資や食料などが届きません



バスや電車などの運転士がいなかったら

病院や買い物に行けなくなったり、通勤・通学できなくなったりします



スーパーマーケットなどの店員がいなかったら

食料などの生活必需品を手に入れることができません



私たちの生活はおおぜいのエッセンシャルワーカーに支えられています
緊急時でも簡単に休むことのできない仕事をしている皆さんに

あ り が と う の 気 持 ち を !!

身近なテーマで想像してみよう②

インターネットと人権

インターネットを使ってサイトやSNSに書き込みなどをするとき、画面の向こう側にも相手がいることを意識して、自分の言動が誰かを傷つけていないかを常に考えましょう。

想像してみよう

もしかしたらこんなことになってしまうかもしれない



新型コロナウイルスに感染した人を特定して個人情報を書き込んだら、その人やその家族が地域内で差別や偏見を受けて、引っ越しに追い込まれた



あなたの一言が **誰かの未来を壊してしまうかも** かもしれません

書き込む前に、一度手を止めて本当に発信していい内容か考えてみましょう！



新型コロナウイルスに感染した人が働くお店を特定して拡散した結果、不安をあおられた客が店に来なくなり、閉店せざるを得なくなった

インターネットに関する被害の特徴

- 誰が書き込んだか分かりづらい
- 誰でも簡単に誹謗中傷する内容を書き込める
- 一度書き込むと、一瞬で世界中に広がる
- 発信者やサイトの管理者の特定が困難で、書き込みの削除が難しい

男女共同参画社会を推進するための取組 の一部を紹介します

●育児休業法が改正されました

今回の改正では、産後うつを発症しやすいなど、出産時に心身の負担が重い女性を男性がサポートできるように、男性の育児休業取得を促すための内容などが盛り込まれました。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

今後、変わっていくこと

- 1 男性が、**出生後8週間以内に4週間まで取得**できるようになる（男性版産休の新設）
- 2 育児休業を**分割して2回まで取得**ことができるようになる
- 3 常時雇用する労働者数が1000人を超える事業主は、**育児休業の取得状況を公表することが義務**になる など

●男女ともに働きやすい職場づくりに取り組む「ハッピー・パートナー企業」

市内の
41企業が登録
しています！



県では、男女がともに働きやすい環境づくりや、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組んでいる企業を、「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」として登録し、支援しています。市内の登録企業の一覧は、市ホームページをご覧ください。
問合せ先＝人権啓発課男女共同参画推進係（☎28-9630）

事業者の方へ

「ハッピー・パートナー企業」登録のメリット

- 県や市のホームページなどで紹介され、企業のイメージや知名度の向上につながる
 - 県や市の建設工事入札参加資格審査の加点要件になる
 - 「イクメン応援プラス」の認定企業となり、男性従業員の育児休業取得にかかる要件を満たすと、事業主及び当該従業員に各5万円が支給される など
- 応募方法や登録要件など、詳しくは県ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



リモート講演会

「知っておきたい女性のココロとカラダ」 ～誰もが健康で豊かな人生を送るためのヒント～

女性ホルモンの働きによって、年代ごとに変化する女性の体や心の不調などについての話をお聞きします。夫婦で育児や家事の分担などが求められている今、女性だけでなく男性も理解を深めることで、互いに豊かな生活を送るヒントを学びませんか？

対象＝市民

とき＝8月23日（月）午後2時～3時30分

会場＝イクネスしばた

講師＝新潟大学大学院保健学研究科准教授の関島香代子さん

申込み先・問合せ先＝人権啓発課人権啓発係（☎28-9630）

身近なテーマで想像してみよう③ 男女共同参画社会



女性の人権に深く関わる 「男女共同参画社会」って？

男女共同参画社会とは、「男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会」のことです。これを進めることが女性の人権を守ること、女性の選択肢を広げることや男女平等の社会につながります。

想像してみよう

性別にかかわらず
尊重し合える
理想の社会って…



家事を分担



男性も育児
休業を取得



男女ともに
個性や能力を発揮

実際は…

市民の意識調査

社会の中で「男女平等になっていない」と思うところは
どんなところですか（複数回答）

1位	職場	54.5%	（男性回答者全体の55.9%、女性回答者全体の53.7%が選択）
2位	慣習やしきたり	52.1%	（男性回答者全体の48.7%、女性回答者全体の55.6%が選択）
3位	家庭	33.6%	（男性回答者全体の26.5%、女性回答者全体の40.5%が選択）

出典：男女共同参画に関する市民意識調査（平成29年度）

あなたは
どう感じて
いますか？

日本国憲法では「個人の尊重」と「法の下での平等」が定められ、さまざまな場面で「男女平等」という言葉を耳にします。しかし、実際の生活の中ではそう感じる事ができない場面も、まだ多く存在していることが分かります。

これを解消
するために

男女共同参画社会の推進が必要！



ご利用ください 人権啓発の拠点「隣保館」

隣保館は、部落差別をはじめとする、あらゆる差別や人権問題の解決に向けて啓発講座や相談事業などを行っているコミュニティセンターです。団体やサークルの自主的な活動にもご利用いただけます。料金など、詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。
問合せ先＝隣保館（☎26-5984）

人権に関する相談窓口

- 市人権啓発課 …… ☎28-9630、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
- 隣保館 …… ☎26-5984、火～金曜日の午前9時～午後4時
- 新潟地方法務局新発田支局（人権擁護委員）… ☎24-7102、月～金曜日の午前9時～午後4時
- みんなの人権110番 …… ☎0570-003-110、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分